

こんな質問をしました

1. 被爆体験者の一刻も早い救済について
2. 教職員の働き方改革について
3. 市営合葬墓の整備について



1. 被爆体験者の一刻も早い救済について

池田 Q1: 長崎地裁の被爆体験者訴訟で15名への手帳交付命令が出された。これを受けて長崎市議会は体験者の一刻も早い救済を求める決議と、市・県・国に対する意見書を全会一致で可決し控訴断念と被爆体験者全員への被爆者手帳交付を求めた。それなのになぜ市長は控訴したのか。

市長 A1: 市と県は控訴断念を国に訴えたが、国が「最高裁判決が確定していること、手帳交付の統一的基準を作ることが難しいこと」を理由に控訴するという考えを示したので苦渋の決断ではあったが控訴した。

池田 Q2: 決議と意見書を採択した市議会に対し報告も説明もないのはなぜか。市長は議会初日に海外出張などの行政報告をした。その時になぜ説明しなかったのか。被爆体験者問題の軽視ではないか。

副市長 A2: 意見書や決議は国への申し入れにあたって力強い後押しでありがたかった。説明する場を設けなかったことは深く反省する。申し訳なかった。

池田 Q3: 市長は手帳交付を認められた15名の現状や思いを知った上で控訴審を闘わせようとしているのか。15名のうち2名は逝去。認知症などで話ができない・外出ができない人が4名。癌を患って判決翌日入院した人が1名。半数は裁判を続けていくのが難しい状況だ。そして市の控訴に関してこう言っている。「国の言いなりだ。裏切られた。今回も私たちの立場に立ってくれなかった」「市長が『申し訳ない』と言った。若ければ次を考えるがあと数年しか生きられない。体験者としてではなく被爆者として死んでいきたい」「身も心も疲れた。死んでしまうのを待っているとしか思えない」「被団協はノーベル賞を受賞して誇らしげだ。私たちは陰に追いやられて被爆者とも認められない。同じ被爆者なのになんという格差か。一緒に喜びたいが自分たちの置かれた状況を考えると素直に喜べない」この思いを聴いて市長はどう思うか。



市長 A3: 被爆体験者の切実な思いは受け止めてきた。15名の方々には申し訳なく思う。しかし国の判断があり、控訴しなかったとしても統一的基準がなく、法定受託事務でもあるので手帳交付が困難と考え控訴した。

池田 Q4：統一的基準について市長と知事は「上級審も判断を踏まえた手帳交付の統一基準が確立すれば手帳交付の拡大につながる。上級審で再度審議をしてもらい救済範囲の拡大につなげるため苦渋の決断だが控訴する」と言った。しかし被告が原告に有利な判決を求めて控訴するなんて欺瞞ではないか。

市長 A4：それは知事の発言だ。控訴しなかったとしても被爆体験者のみなさんに手帳を交付することができないと判断し控訴せざるを得なかった。

池田 Q5：市長も9月の定例記者会見で同様のことを言っている。長崎市はこれまでの裁判で「最高裁判決が確定している。被爆体験者の証言は手帳欲しさのバイアスがかかっている。残留放射線は健康影響を及ぼすものではない、つまり被爆体験者は被爆者ではない」と主張してきたから15名にしか手帳交付がなかった。控訴審でも同じように主張するのではないか。よりよい高裁判決を求めるために控訴したなんて言っているのか。



市長 A5：国の判断を受けて、市が単独に被爆者手帳を交付することはできないと判断した。

池田 Q6：2015年の2陣の地裁判決でも10名に手帳交付命令が出たが長崎市が控訴して逆転敗訴。結局手帳がもらえないまま亡くなった人もいる。15名だけでも手帳交付すべきだった。市長が全員に手帳が交付できる統一基準を望むのであれば、15名の勝訴判決を不服として控訴する必要はなかったはずだ。

池田 Q7：「市が単独に手帳交付はできない」というが、行政法の専門家の田村広島大学名誉教授は「県と市は国の意向に関係なく独自に控訴しないことを判断し手帳交付ができる」と言っている。市と県だけでも控訴を断念できたのではないか。

原対部援護課長 A7：被爆者手帳交付は法定受託事務として国の統一処理基準に基づいて行っている。市が勝手に手帳交付することはできない。

池田 Q8：美濃部都知事や橋下大阪府知事は厚労省の意向に逆らって手帳交付したではないか。なぜ長崎市はできないのか。しかも法定受託事務に統一基準が定められているのは、自治体ごとに認定基準にばらつきがあってはいけないからだ。最高裁判決の後に広島高裁判決が出て、その判決を受けて黒い雨地域にいた人に手帳を交付するという新たな認定基準ができた。その認定基準が長崎に適用されないのはおかしいではないか。

副市長 A8：指摘の通り広島については国は高裁判決を受け入れ、長崎地裁も今回一部認めた。しかし国は最高裁判決があるから認められない、市が独自に手帳交付を判断することは容認できないと言っている。

池田 Q9：広島と同じ認定基準は、控訴審で争わせて実現させるのではなく、国・県・市の政治の力で認めさせていくことが本筋だ。それが地方自治ではないのか。





池田 Q10：被爆体験者の怒りや悲しみがどこにあるかわかっているのか。被爆体験者はこれまで被爆者ではないと言われ原爆後遺症に苦しみながら自分はいったい何者なのかと困惑してきた。声を上げると手帳欲しさの嘘つきだ、バイアスだ、認知に問題があると蔑まれ疑われ尊厳を傷つけられてきた。22年前に始まった粗末な体験者事業の中で冷酷で理不尽な扱いを受けてきた。生涯をかけて核廃絶を求める原爆被害の告発者として生きたかったのに証言の場すら与えられなかった。名ばかりの「被爆者並みの医療の拡充」では80年間差別され続けてきた被爆体験者をその苦境から救出することはできない。「被爆体験者は被爆者だ」という承認が不可欠だ。これで終わりにしてはいけない。市長は「被爆体験者は被爆者だ」という立場でこの問題の解決に取り組むか。

市長 A10：私も被爆体験者とは何度も会ってその思いは切に感じている。真の願いは被爆者として認めてほしいということも理解している。その思いを共有して被爆体験者の救済に向けて努めていく。

池田 Q11：教職員の働き方改革が叫ばれているが遅々として進まず、昨年の中教審の緊急提言では「教師を取り巻く環境は我が国の未来を左右しかねない危機的状況」「環境改善は待ったなし」とあり、今年も中教審答申で「働き方改革の更なる加速化」が求められた。学校現場からは相変わらず「やるべきことが多すぎる。人が足りない」という悲鳴が聞こえてくる。長崎市の働き方改革は進んでいるのか。

2. 教職員の働き方改革



教育長 A11：校務支援システムの導入や留守番電話の設置、来年4月からの学校徴収金の口座振替の導入など業務の縮減に努めてきた。また特別教育支援員や学校サポーター、SSW、ICT支援員、スクールサポートスタッフ(SSS)も大規模校小中各3校に配置、不登校支援の別室支援員を53校に配置している。今後も拡充に向け検討している。45時間を超える超過勤務も5年前に比べて、小学校2725人が1672人、中学校2906人が1969人と減少しており、一定働き方改革が進んでいる。引き続き取り組みを進めていく。

池田 Q12：時間外労働が減ってきていると言うが、まだ多い。また、タイムカードの正しい打刻が行われていない学校もある。どう対応するか。

教育長 A12：個別の案件は把握できていないが、時間外の把握と確実な打刻は校長会を通じて指導する。



池田 Q13 : 教職員は「早く帰れと言われるが仕事が終わらない。多くの人が6時頃に打刻して9時頃まで残って仕事をしている」と言う。こんな学校が複数ある。時間内に終わらない量の仕事をさせていることに問題がある。また「早く帰れ」という指導が厳しいので、持ち帰りの仕事が増えたという声も多くなっている。持ち帰り仕事は時間外勤務に現れないが把握しているのか。

教育長 A13 : 持ち帰り仕事も本来なくすべきなので学校で仕事を終わらせるよう校長会で話す。

池田 Q14 : この絵のように、多すぎる仕事量に問題がある。昼休み休憩は取れているか。労基法違反ではないか。

教育長 A14 : 子どもたちの見守り等もあって休憩時間が通れていないという実態は把握している。労基法上問題があるので時間をずらして休憩をとるなどお願いしている。

池田 Q15 : 市教委が把握している以上に時間外労働が行われている。教職員の働き方改革を加速させなければならない。長崎市はSSSを小中各3校しか配置していないが文科省は昨年から全校配置の予算を計上しさらに充実させよと言っている。来年度全校配置できないか。

教育長 A15 : いま予算編成の段階なので明確な答弁は差し控える。財源と人材の確保の課題があるが配置校からは助かっていると聞いているので、拡充に向けて検討を進めている。



池田 Q16 : 特別支援教育支援員は今年10名増えて150名配置されたがまだ足りない。飛び出したり暴れたりする子もいるので支援学級毎に1人の配置をしてほしいという声が学校から上がっている。支援学級は343学級。増員できないか。

教育長 A16 : ニーズがあるのは承知している。来年度の予算に向けて検討する。



池田 Q17 : 支援員の枠はあっても、1学期間配置できなかった学校もある。大変な仕事なのに待遇が悪いからだ。学校サポーターも待遇が悪すぎてお願いできないという声が上がっている。改善すべきではないか。

教育長 A17 : 学校サポーターはあくまでランティアとして協力してもらっている。1回千円の謝礼で、空いている時間に学校のお手伝いをしてもらっている。

池田 18 : 来てもらえなくて配置できない学校もあるのだから、ボランティアでも交通費くらいは出すべきだ。また産休や病休代替の教職員が見つからないということも起きている。しかも教職員の配置は市教委の仕事のはずなのに学校任せになっている。学校は人を探しながら退職者の仕事まで背負って疲弊し混乱している。このことについて対策をたてるよう求める。

池田 Q19 : 文科省は教職員の働き方改革のために教育委員会だけでなく各首長にも積極的な支援を求めている。教育予算を増やさなければ教職員の働き方改革は進まない。市長に尋ねる。教育予算の拡充は考えられないか。

市長 A19 : 「こどもまんなか社会」の実現のためには教育は重要分野。限られた予算の中でしっかり進めていく。

池田 20 : 教職員の仕事を肩代わりする人を雇う必要がある。教育予算が増えなければ働き方改革は進まないし教育の質も向上しない。教育予算の拡充を求める。

池田 Q21 : 市民の方から「市営合葬墓を作ってもらえないか」と相談があった。合葬とは遺骨を他の人の遺骨と一緒に埋葬することで、少子化や核家族化、非婚化等を背景に、いま全国で公営の合葬墓が増加していることが分かった。お墓を承継する人がいないなどの理由でお墓を持たない人や墓じまいを考えている人、経済的理由でお墓を持つことが難しい人、身寄りがなく死後自分の遺骨をどうするか困っている人等々住民のニーズを背景に公営合葬墓の建設が進んでいる。長崎市も市営合葬墓を整備できないか。

財政部長 A21 : 墓地は今後、維持管理や後継ぎ不在、無縁墳墓等の課題が増加し、合葬墓設置の必要性は高まると考えるが、整備にあたっては多額の費用を要するので財政状況を踏まえつつ他都市を参考に研究していく。

3 市営合葬墓の整備について





那覇市合葬墓



いわき市合葬墓

池田 Q22：他都市の状況だが、那覇市の合葬墓には1600壇の納骨室もあり13回忌や33回忌までは骨壺で預かってもらうことができる。納骨堂使用料は8~17万円。その期間を過ぎたら布袋に移して合葬室に埋葬される。直接合葬室に埋葬する場合は1体3万円。生前予約も可能だ。いわき市の合葬墓は納骨室は20年使用で9万円、合葬室は1体4万5千円。納骨室の有無など形態は様々だが、いずれも供養を伴わず、宗教を問わず、経済的で希望者は多いと聞く。死生観は様々で多様化している。自然に返す海洋散骨なども増えている。合葬墓に関するニーズ調査はできないか。

財政部長 A23：お墓の管理や建設費用、後継者の問題など課題があるのは承知している。お墓の管理に関する市民アンケート等調査を実施していきたい。

池田 Q24：福岡市は整備にあたって2度アンケートを取った。普通のお墓を望む人が半減し合葬墓を望む人が倍以上に増えている。その理由は子どもに迷惑をかけたくないというのが64%。市による合葬墓の整備に賛成の市民が54%だった。無縁墓の増加は社会問題になっている。その対策のためにも合葬墓の整備が必要だ。多額の費用と言うが、これまで長崎市が作ってきたハコモノに比べれば格安ではないか。

財政部長 A24：他都市の状況を見ると数千万から億を超える費用がかかっているので財政状況とニーズを踏まえて検討したい。

池田 25：ぜひニーズ調査も含めて整備を検討してほしい。いま長崎市は火葬場の建て替えを検討しているが、その際、海洋散骨や樹木葬、手元供養等に対応できるよう、ぜひとも粉骨機能を整備してほしい。

今年もお世話になりました。来年がみなさんにとって良いお年となりますように。池田章子